

様式第 45 号 (第 12 条関係)

安曇野市告示第 293 号

公示送達書

下記の者は、書類の送達ができないので地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 20 条の 2 第 1 項の規定により公示します。

なお、送達すべき書類は、総務部収納課において保管し、その送達を受けるべき者の申出により交付します。

また、同法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和 8 年 6 月 22 日

安曇野市長 中山 栄樹



記

- 1 送達を受けるべき者の氏名 (名称) 及び住所 (所在地)  
別紙のとおり
- 2 送達すべき書類  
別紙のとおり

公 示 送 達 対 象 者 一 覧

氏 名 (名称)	住 所 (所在地)	送達すべき書類			
		種別	年度	税目	期別
NGUYEN TRONG HUAN		督促状	令和7年度	市県民税	7期
DO QUANG DUY		督促状	令和7年度	市県民税	4期
平 雪成		督促状	令和7年度	市県民税	6期
大倉 弘勝		督促状	令和8年度	固定資産税	1期
村松 裕史		配当計算書 (謄本)		充当通知	明細書
平林 康彦		差押調書 (謄本)			
久保 芳和		充当通知		明細書	
船坂 愛花		配当計算書 (謄本)		充当通知	明細書